

らぶらぶデイサービスセンター重要事項説明書

1. 事業概要

(1) 事業所の名称

事業の実施主体	(有) 松江ファミリー農園
事業の実施主体の所在地	〒690-0023 松江市竹矢町1116番地
事業所名	らぶらぶデイサービスセンター
事業所所在地	〒690-0023 松江市竹矢町1834番地
指定番号	3290100746
連絡先	0852-37-0683
営業日時	営業日 月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日 まで）及び8月14日、15日を除く 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時30分まで
サービス提供地域	松江市
利用定員	18名

2. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

要介護の状態にある者に対し、適正な通所介護の提供を目的としています。

(2) 運営の方針

- ①事業者の生活相談員等は、要介護者等の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ②事業の実施にあたっては、関係行政機関、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所が提供するサービスと利用料金

提供するサービスの内容

- ① 生活指導（相談援助等）
- ② 健康状態の確認
- ③ 日常動作の機能訓練
- ④ 食事の提供
- ⑤ 入浴
- ⑥ レクリエーション等
- ⑦ 送迎

(1) 事業所の従業者の体制

(令和7年10月1現在)

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	0人	1人		
生活相談員	0人	2人	0人	0人
看護職員	0人	0人	0人	2人
介護職員	1人	3人	1人	0人
機能訓練指導員	1人	0人	0人	1人

<サービスの利用料金>

当事業所は、地域密着型事業所となり、7時間以上8時間未満のサービス提供です。

A. 要介護度別基本料金

【介護給付】 1日あたり

介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	753円	1,506円	2,259円
要介護2	890円	1,780円	2,670円
要介護3	1,032円	2,064円	3,096円
要介護4	1,172円	2,344円	3,516円
要介護5	1,312円	2,624円	3,936円

B. 加算料金

基本料金以外に次の料金が加算されます。

【介護給付】・・・送迎は基本料金の中に含まれます。

- a. 個別機能訓練加算 (I) イ又はロ (I)イ 1日 56円 (I) ロ 1日 76円
- b. 個別機能訓練加算(II) 1月 20円
- c. 入浴介助加算(1) (1) 1日 40円
- d. サービス提供体制強化加算 (I) 1日 22円
- e. 介護職員処遇改善加算 (I) 1月あたりの総単価数×9. 2%

A、Bを加えたサービス利用料金をお支払いください。

①利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます。(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

②利用者に提供する食事の材料等に関する費用は別途いただきます。(下記の(2)①参照)

③介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事 (おやつ、茶菓子含む) の提供

利用者に提供する食事に係る費用です。

料金：1日あたり680円

②レクリエーション、趣味活動

利用者の希望によりレクリエーションや趣味活動に参加していただくことができます。

料金：材料代等の実費をいただきます。

③おむつ代（実費）

④その他通所介護の提供に必要な経費であって、利用者負担が適当と認められる費用（実費）

*経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額の変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

（2）利用代金のお支払い方法

前記（1）、（2）の利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、利用月の翌月の15日までに請求しますので、翌月の25日までに指定口座へお振込みください。現金払いをご希望の場合も受けております。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

山陰合同銀行、島根銀行、JAぐにびき

イ. 下記指定口座への振込み

山陰合同銀行 捜屋支店 普通預金 3617183
らぶらぶデイサービスセンター 角田 正紀

（4）利用の中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用の追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出ください。
- ②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。当日の利用料金の10%（自己負担相当額）
- ③サービス利用中に利用者の都合により、サービス利用を中止される場合には当日利用料のお支払いをいただきます。
- ④サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者は居宅介護支援事業者と調整するとともに、事業所の稼動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

4. 守秘義務

- ①事業者は、従業者を雇用するのにあたり文書にて明示することにより正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密がもれることがないよう厳重に管理し、その業務を退いた後も同様とします
- ②サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ別紙同意書にて利用者又はその家族の同意を得た上で用います。

5. 事故発生時の対応

- ①事業者は通所介護の実施にあたって利用者に事故が発生した場合には、管理者を含めて検討し、事故処理にあたります。
- ②利用者に対する適切な対応の後、速やかに市、利用者の家族、居宅支援事業者等へ報告します。
- ③利用者に損害を与えた場合には、その損害を補償します。ただし、自己の責に帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

6. 緊急時の対応

- ①サービス提供時に病気等により、意識がない状態に利用者がなられた場合には、救急車対応をすると共にご家族にご連絡をいたします。

7. 苦情の対応窓口

利用者等からの苦情等に対する窓口として受付担当者を置いています。

- ① 連絡先 職氏名 管理者・生活相談員 玄行美奈子
受付時間 月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時まで
電話番号 0852-37-0683
- ② 対応
 - ・苦情の申し出を受けますと苦情相談台帳に記録し確認します。
 - ・申し出人との話し合いや、従業者からの事実の確認等を通じて解決、改善に努めます。
 - ・受付から解決、改善までの経過と結果を苦情相談台帳に記録します。
- ③ 行政機関その他の苦情受付機関
 - ・松江市介護保険課
〒690-8540 松江市末次町86番地
TEL 0852-55-5689
 - ・島根県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口
〒690-0825 松江市学園一丁目7番14号
TEL 0852-21-2811

8・非常災害対策

災害等の非常事態に際しては、利用者及び従業員の生命及び身体の安全及び保護を優先して対処します。

非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害に備えるため定期的に避難訓練、救出その他必要な訓練を行います

9・虐待防止の対応

1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の対応をいたします

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について

- 従業員に周知徹底を図ります
- ② 虐待防止の指針を整備します
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します
 - ④ 上記に掲げる事項を適切に実施するための担当者を管理者とします。

2 事業者はサービス提供中に従業者及び擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

10・提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者による提供するサービスの評価は実施していません

令和 年 月 日

通所介護サービスの提供に関し、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

(事業者) 所在地 松江市竹矢町1116番地
名 称 有限会社松江ファミリー農園
代表取締役 角田 正紀 印
説明者

私は、事業者より本書面に基づいて重要事項について説明を受け、同意しました。

(利用者) 住 所 印
氏 名

(代理人) 住 所 印
氏 名